

第 115 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 55 回 食品添加物部会（CCFA）仮議題
4-(2)	第 55 回 食品添加物部会（CCFA）主な検討議題
5-(1)	第 27 回 食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）議題
5-(2)	第 27 回 食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）概要
6-(1)	第 48 回 食品表示部会（CCFL）議題
6-(2)	第 48 回 食品表示部会（CCFL）概要
7-(1)	第 47 回 総会（CAC）議題
7-(2)	第 47 回 総会（CAC）概要

第 115 回コーデックス連絡協議会

日時：令和 7 年 3 月 4 日（火）

14:30 ～ 17:00

場所：AP 虎ノ門 A ルーム
（ハイブリッド開催）

議 事 次 第

1. 議題

① 今後の活動について

- ・ 第55回 食品添加物部会（CCFA）

② 最近コーデックス委員会で検討された議題について

- ・ 第27回 食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）
- ・ 第48回 食品表示部会（CCFL）
- ・ 第47回 総会（CAC）

2. その他

コーデックス連絡協議会委員

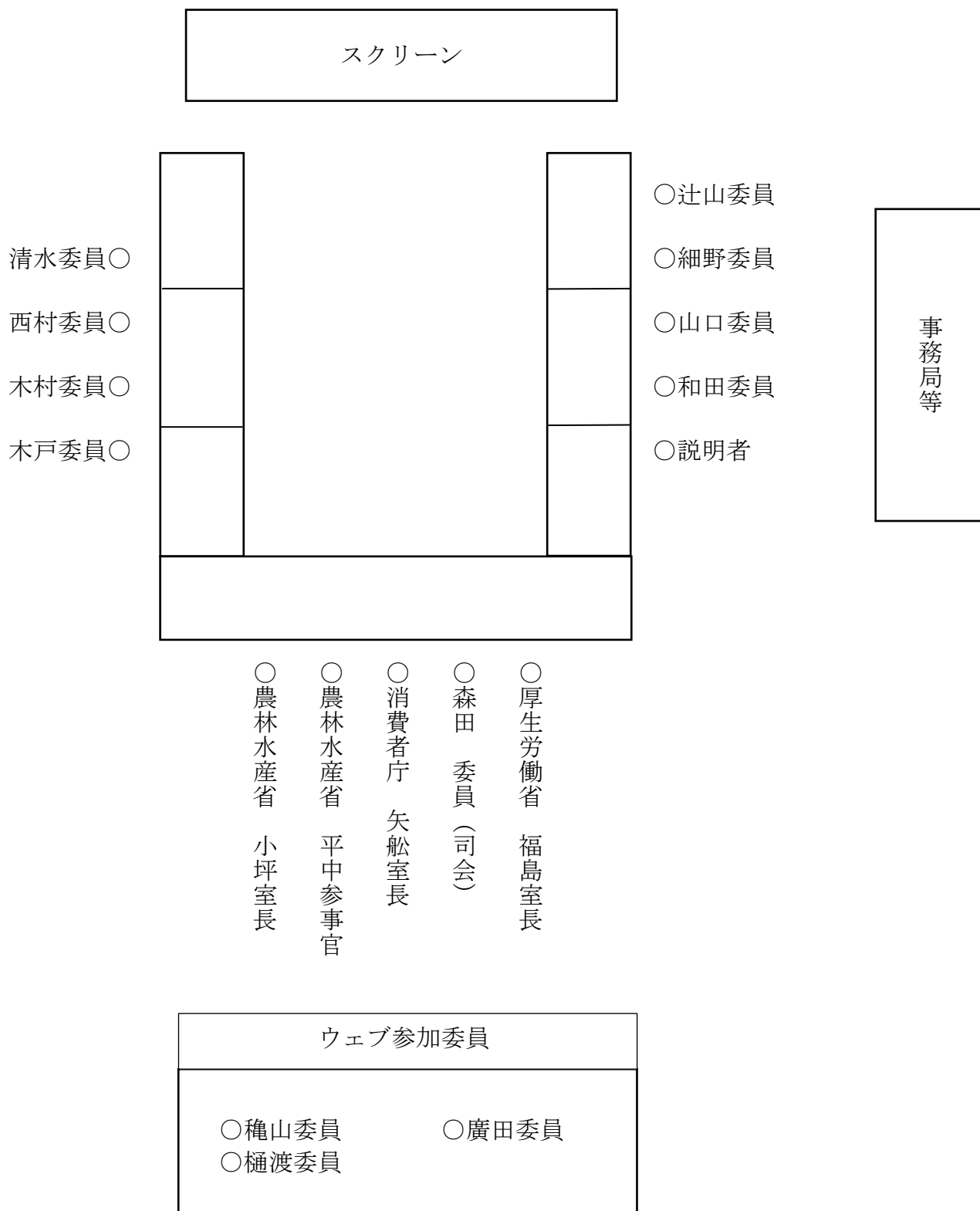
令和 7 年 3 月 3 日現在

(敬称略 50 音順)

あきやま ひろし 磯山 浩	星薬科大学 薬学部 薬品分析化学研究室 教授
き ど けいし 木戸 啓之	一般社団法人 日本食品添加物協会 常務理事
きむら よ 木村 たま代	主婦連合会 国際規格化推進マネージャー
くまがい ひ と み 熊谷 日登美	日本大学 生物資源科学部 食品開発学科 教授
しみず たかし 清水 隆司	一般社団法人 J ミルク 国際委員会事務局 事務局長
たかはし ゆうこ 高橋 裕子	一般財団法人 消費科学センター 企画運営委員
つじやま やよい 辻山 弥生	公益財団法人 日本乳業技術協会 業務執行理事
つる み かずひこ 鶴身 和彦	公益社団法人 日本食品衛生協会 公益事業部長
にしむら りょう 西村 亮	全国農業協同組合連合会 法務・リスク管理統括部 食品品質・表示管理課 課長
ひろた ひろこ 廣田 浩子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 政策スタッフ
ひ わたし ゆ き 樋渡 由岐	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 食生活委員会 委員
ほその ひでかず 細野 秀和	一般社団法人 全国清涼飲料連合会 技術アドバイザー
もりた ま き 森田 満樹	一般社団法人 Food Communication Compass 代表
やまぐち りゅうじ 山口 隆司	一般財団法人 食品産業センター 海外室長
わだ まさひろ 和田 政裕	城西大学 薬学部 医療栄養学科 教授

第 115 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

令和 7 年 3 月 4 日（火） 14:30～17:00
AP 虎ノ門 A ルーム



FAO/WHO 合同食品規格計画 第 55 回コーデックス食品添加物部会 (CCFA)

日時：物理的作業部会 2025 年 3 月 21 日（金）、3 月 22 日（土）

本会合 3 月 24 日（月）～3 月 28 日（金）

開催地：ソウル（大韓民国）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3(a)	FAO/WHO 及び第 99 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）会合からの関心事項
3(b)	第 99 回 JECFA 会合から提案された食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書原案
4(a)	コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大濃度の承認及び改訂
4(b)	個別食品規格の食品添加物条項と食品添加物の一般規格（GSFA）の関連条項の整合：整合に関する電子作業部会報告
5(a)	食品添加物に関する一般規格（GSFA）：GSFA に関する電子作業部会報告
5(b)	食品添加物に関する一般規格（GSFA）：食品添加物条項の新規／改訂の提案（CL 2024/58-FA への回答）
6	食品添加物の国際番号システム（INS）（CXG 36-1989）の改訂案
7	JECFA による評価のための優先物質リストの追加と変更に関する提案（CL 2024/59-FA に対する回答）
8	パン用酵母の規格（ステップ 4）
討議文書	
9	食品添加物に関する一般規格（GSFA）、個別食品規格とその他の文書間の相違の防止のための運用規範及びエンゲージメント計画に関する討議文書
その他	
10	その他の事項及び今後の作業
11	次回会合の日程及び開催地
12	報告書案の採択

第 55 回コーデックス食品添加物部会 (CCFA) の主な検討議題

日時：2025 年 3 月 24 日（月）～ 3 月 28 日（金）

場所：ソウル（大韓民国）

主要議題の検討内容

仮議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

（経緯）

コーデックス総会（CAC）、分析・サンプリング法部会（CCMAS）、栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）及びコーデックス事務局から付託された事項について検討する。

i. 第 47 回総会からの要求

カルボマー（INS 1210）の適切な国際番号システム（INS）番号を再検討すること。

ii. 第 44 回 CCNFSDU からの回答

① 乳児用調製乳規格（CXS 72-1981）に準拠した食品に、グアーガム（INS 412）、リン酸二デンプン（INS 1412）、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン（INS 1413）、アセチル化リン酸二デンプン（INS 1414）及びヒドロキシプロピルデンプン（INS 1440）を使用する技術的な必要性はないこと。

② 缶詰ベビーフード規格（CXS 73-1981）は、乳児及び幼児用の特別用途食品に使用する栄養成分に関するアドバイザリーリスト（CXG 10-1979）のパート D に記載されている食品添加物の栄養キャリアとしての使用を許可していること。

iii. コーデックス事務局からの提案

① ドライアプリコット、デーツ及びレーズンの付属書を含むドライフルーツの一般規格（CXS 360-2020）の採択により、ドライアプリコット（CXS 130-1981）、デーツ（CXS 143-1985）及びレーズン（CXS 67-1981）の規格が廃止されたため、食品添加物の一般規格（GSFA）に含まれている XS130¹及び XS67²に代わる適切な注記を検討すること。

② 第 47 回総会にて、FC01.1.4「フレーバーミルク飲料」及び FC01.7「乳を主原料とするデザート」におけるジャグア（ゲニピン-グリシン）青（INS 183）の条項が採択されたが、整合に関する電子作業部会（EWG）での議論にて、これらの条項が採択された場合は GSFA に XS243³を含めるべきとの意見があったため、XS243 を含めるためにこれらの条項を改訂する必要があるかを検討すること。

¹ XS130：ドライアプリコット規格（CXS 130-1981）に適合した製品を除く

² XS67：レーズン規格（CXS 67-1981）に適合した製品を除く

³ XS243：発酵乳規格（CXS 243-2003）に適合した製品を除く

(対処方針)

適宜対処したい。

仮議題 3(a). FAO/WHO 及び第 99 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) 会合からの関心事項

(経緯)

本部会に関連する FAO/WHO の最近の活動について、及び第 99 回 JECFA 会合（2024 年 6 月）の結果について、報告がなされる予定である。第 99 回 JECFA 会合では、4 種類の食品添加物及び 4 種類の加工助剤についての安全性評価、3 種類の食品添加物及び 10 種類の香料群についての仕様書の改訂が行われた。会議文書には、それら食品添加物の安全性評価結果の概要及び JECFA からの勧告案が記載されている。

<FAO より>

- ①食品包装分野での活動について
- ②新たな食料源と生産システム (NFPS) に関する活動について
- ③個別化された栄養食品（サプリメントと機能性食品）における食品安全について
- ④動物性食品の代替食品について：栄養、環境、生計、食品安全の観点での利点とリスクに関する根拠の包括的なレビュー

<WHO より>

- ①動物性食品の適切な摂取に関するガイドライン作成について
- ②超加工食品の消費に関するガイドライン作成について
- ③低ナトリウム塩代替品の使用に関するガイドライン発行について
- ④工業的に生産されるトランス脂肪酸の低減に向けた取組について
- ⑤JECFA に参加する専門家の新規募集について
- ⑥食品安全リスク評価のワークショップ（動物実験に代わる新たな安全性評価法 (NAMs)）について
- ⑦WHO 食品安全アライアンスの設立について
- ⑧コーデックス信託基金のプロジェクト成果リポジトリの立ち上げについて

<JECFA 事務局より>

- ①第 99 回 JECFA 会合の結果について
- ②科学的助言の要請について
- ③許容一日摂取量 (ADI) 変更、その他の毒性学的勧告及び JECFA 仕様書に関する勧告の結果として必要な措置について

(対処方針)

FAO、WHO 及び JECFA 事務局からの報告等を踏まえ、適宜対処したい。

仮議題 3(b). 第 99 回 JECFA 会合から提案された食品添加物の同一性及び純度に関

する仕様書原案

(経緯)

第 99 回 JECFA 会合の結果について、JECFA 事務局から報告がなされる予定である。第 99 回 JECFA 会合では、4 種類の食品添加物、4 種類の加工助剤、そして 10 種類の香料の仕様書の改訂等の議論が行われた。

CCFA55 に対しては、CL 2025/01-FA に対して寄せられたコメントを考慮し、食品添加物の同一性及び純度に関するコーデックス規格として CAC48 に採択を勧告することを視野に入れ、附属書に記載された食品添加物の「完了」と指定された規格を検討するよう要請された。

(対処方針)

JECFA 事務局からの報告を聴取の上、適宜対応したい。

仮議題 4(a). コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大濃度の承認及び改訂

(経緯)

コーデックス手続きマニュアルに従い、個別食品規格における全ての食品添加物(加工助剤を含む)の条項は CCFA の承認を受ける必要がある。

今回会合では、部会から送付された以下の規格案における食品添加物条項案について承認に係る検討がなされる予定である。

- 第 23 回ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会 (CCLAC) (REP24/LAC)
「ルロ (Castilla lulo) の地域規格」

(対処方針)

従来、個別食品部会等から提案された食品添加物及び加工助剤の条項のうち承認に十分な情報が提供されたものについて、CCFA で承認されるよう適宜対応している。

上記規格案については、使用する食品添加物はないとの規格案であるため、承認して差し支えないとの立場で対応したい。

仮議題 4(b). 個別食品規格の食品添加物条項と食品添加物の一般規格 (GSFA) の関連条項の整合: 整合に関する電子作業部会報告

(経緯)

GSFA を食品添加物に関して唯一参照すべき規格とするため、CCFA は、個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項を整合させるための取組みを進めている。

今回会合では、以下の点について、EWG の検討結果を踏まえ、議論が行われる予定である。

- アジア地域調整部会 (CCASIA) の規格 (発酵大豆ペーストの地域規格 (CXS 298R-2009)、さご椰子粉の地域規格 (CXS 301R-2011)、非発酵大豆製品の地域規格 (CXS 322R-2015)、バチルス属 (*Bacillus species*) を使って発酵させた大

豆製品の地域規格（CXS 354R-2023）、植物の葉で包んだ調理米の地域規格（CXS 355R-2023）の整合

- 近東地域調整部会（CCNE）の規格（テヘナを含む缶詰フムスの地域規格（CXS 257R-2007）、缶詰フル・メダンメスの規格（CXS 258R-2007）、テヘナ地域規格（CXS 259R-2007）の整合
- スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）の規格（乾燥オレガノの規格（CXS 342-2021）、乾燥根・根茎・球根：ショウガの規格（CXS 343-2021）、乾燥花：クローブの規格（CXS 344-2021）、乾燥または脱水ニンニクの規格（CXS 347-2019）、乾燥花：サフランの規格（CXS 351-2022）、乾燥種子：ナツメグの規格（CXS 352-2022）、乾燥トウガラシ・パプリカの規格（CXS 353-2022）の整合
- GSFA と規格が整合する以前は、CXS 19-1981 の対象となる植物油には着色料が認められていなかったことを反映し、GSFA の FC02.1.2 「植物油脂」において着色料に関する条項を検証し、更新すること。
- 以下により、強化米へのメタクリル酸共重合体(BMC) (INS 1205)の限定的な使用を導入する。
 - a. 「米の規格（CXS 198-1995）」に、GSFA の FC06.1 「米を含む全粒の、粉碎された、又はフレーク状の穀粒」に記載されている栄養素の担体への適切な言及を含む、食品添加物の項を導入する。
 - b. 必要に応じて、FC06.1 に規定されている食品添加物を変更する。
- 表 3 注釈のアプローチに従って、GSFA の表 1 及び 2 から移行する必要がある表 3 の添加物のリストを更新する

我が国は第 51 回 CCFA 会合（2018 年）以降、本議題に関する EWG の共同議長を務めている。

（対処方針）

個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項が整合されるよう適宜対処したい。

また、部会の同意があれば引続き共同議長を担う旨表明する。

仮議題 5 (a). 食品添加物に関する一般規格 (GSFA) : GSFA に関する電子作業部会報告

（経緯）

第 54 回会合では、以下を検討するため、GSFA に関する EWG を米国を議長として設置することで合意した。

- iv. GSFA の FC02.2.2 「ファットスプレッド、乳脂肪スプレッド、及びブレンドスプレッド」におけるパプリカ抽出物（INS 160c(ii)）の使用の技術的正当性に関する CCF028 からの回答

- v. FC01.2.1「発酵乳（プレーン）」におけるビキシンベースのアナトー抽出物（INS 160b(i)）の承認条項の撤回
 - vi. 実際の使用濃度に関するコメント募集する FC07.1「パン並びに通常のベーカリー製品及びミックス」におけるアスパルテーム（INS 951）の承認条項と代替注記の適用
 - vii. 上記箇条書き i 及び ii で取り上げた着色料を除く FC01.0 から FC08.0 及びそのサブカテゴリーにおいて注釈 161 を付した着色料の承認条項と同様に FC01.0 から FC08.0 及びそのサブカテゴリーにおける着色料の条項案及び条項原案
 - viii. CRD02 付録書 5 に含まれる GSFA のステップ 2 に加えた条項
- 今回合会では、EWG の検討結果をもとに更に議論が行われる予定である。

（対処方針）

EWG において我が国から食品添加物の使用実態及び技術的正当性を提供している。提出された情報等に基づき、適切な食品添加物条項が策定されるよう適宜対処したい。

仮議題 5 (b). 食品添加物に関する一般規格（GSFA）：食品添加物条項の新規／改訂の提案（CL 2024/58-FA への回答）

（経緯）

食品添加物条項の新規／改訂の提案に関する回付文書に対して各国から提出された食品添加物条項の新規提案又は改訂案について、GSFA 規格策定プロセスに含めるか検討を行う予定である。

今回合会では、中国、南アフリカ、国際食品添加物委員会（IFAC）及び国際特殊用途食品産業界（ISDI）からの提案に基づき、コーデックス手続きマニュアルの「GSFA における食品添加物条項の新規登録及び改訂の検討に関する手順」で示された規準に照らして、必要な情報が含まれているか検討を行い、妥当であれば GSFA の規格策定プロセスに含める予定である。

（対処方針）

規格の新規提案に必要な情報が揃っているものについては、規格の新規／改訂を行うことを支持する立場で適宜対処したい。

仮議題 6. 食品添加物の国際番号システム（INS）（CXG 36-1989）の改訂案

（経緯）

CCFA は、国際的な調和の観点から各国での使用実態に基づき、食品添加物毎に物質名の代替として用いる番号を付与し、食品中での機能分類及び技術的目的をまとめた食品添加物の INS に関するガイドライン（CXG 36-1989）を策定している。

なお、当該ガイドラインに掲載されている食品添加物には、JECFA の評価を受けていないものも含まれている。

今回合合では、コーデックス事務局からの回付文書に対して各国から提案があった INS 番号の変更又は追加について、EWG における検討結果に基づき議論を行う予定である。

EWG は CCFA55 に対し、以下の提案を行う予定である。

(i) INS 183 におけるジャグア（ゲニピン-グリシン）青の正式名称及び同義語の明確化の追加を含め、附属書に示された食品添加物の INS に関するガイドライン（CXG 36-1989）の追加と削除を検討する。

○INS 231 及び INS 232 の削除に伴い、削除及び再利用された番号の INS に関する情報文書/表を更新する。

○食品添加物のコーデックス規格一覧（CXA 6-2023）の香料リストに、オルトフェニルフェノールが 2-フェニルフェノールとして記載されている理由を確認し、この項目を削除する必要があるかどうかを決定する。

(ii) 数年後（例えば 2030 年）に、INS に関する EWG の委任事項にアゾジカルボンアミド（INS 927a）の削除に関する事項を再度追加し、国内認可のために INS に引き続き含める必要があるかどうかを調査する。

（対処方針）

適宜対処したい。

仮議題 7. JECFA による評価のための優先物質リストの追加と変更に関する提案（CL 2024/59-FA に対する回答）

（経緯）

CCFA は毎回、各国からの提案をもとに、データの提供可能性等を考慮して JECFA による評価のための食品添加物の優先リストを作成している。

今回合合では、コーデックス事務局からの回付文書に対して日本、EU 及び各オブザーバー機関から提案があった食品添加物及び加工助剤、香料について、JECFA による評価のための優先物質リストに掲載するべきか議論する予定である。

（対処方針）

JECFA による評価のための食品添加物への追加及び変更にあたって必要な情報が提供されており、JECFA にデータが確実に提供されるもののみが当該リストに含まれるよう適宜対処したい。

なお、我が国より、2つの酵素（Protease from *Bacillus amyloliquefaciens* 及び Glutaminase from *Aspergillus niger*）について Data availability を延長、3つの酵素（Ribonuclease P from *Penicillium citrinum* (RP-4)、Acylglycerol lipase from *penicillium crustosum* 及び Triacylglycerol lipase from *Limtongozyma cylindracea*）について Data availability 及び窓口を変更、さらに、複数種類の香料（Carvone、Ethyl 2-methyl pentanoate 等）について窓口を変更する依頼を行っている。

仮議題 8. パン用酵母の規格（ステップ 4）（文書未達）

（経緯）^{4, 5, 6}

第 53 回会合（2023 年）に中国から酵母の個別食品規格に関するプロジェクトドキュメント（以下、プロドク）が提出された。規格対象には、パン用酵母、醸造用酵母及び食用酵母を含むとされていた。

我が国からは、

- ・現在、国際規格がないことによって消費者の健康に関する問題や、公正な貿易に関する問題があるとの情報はないため、我が国としては酵母のコーデックス規格は不要と考えている
- ・しかし、コーデックス規格を必要とする国があり、規格策定を進めるのであれば、「パン用酵母及び醸造用酵母」と食用酵母を一つの規格でカバーするのは困難であることから、食用酵母は規格の対象から除くべき等を述べた。

また、シンガポールからも食用酵母は規格対象から除くべき、EU からはパン用酵母に絞るべき等、複数国から規格対象に関する意見があった。

議論の結果、関心国等（中国、フランス、日本、トルコ、COFALEC（オブザーバー団体））にて、プロドクを検討し第 54 回会合（2024 年）にて再度議論することとなった。

第 54 回会合（2024 年）では、規格対象をパン用酵母に絞ったプロドクを基に議論が行われ、新規作業を開始することに合意した。また、EWG（議長：中国、共同議長：フランス、トルコ）にて規格原案を作成することになった。

EWG では、規格原案（パン用酵母の定義、種類、水分含量等）の検討が行われた。我が国は関係業界と連携し、我が国で生産されるパン用酵母製品の実態が反映されるように、形状（ブロック状、顆粒状等）ごとの水分含量等にコメントを提出してきたところ。

規格原案について EWG 参加者間で概ね合意した部分も多くがあるが、異なる意見が出されており、さらに議論が必要と考えられる点（例、窒素含量の項目有無、水分含量の数値）も残っている。

今次会合では、EWG の議論を踏まえた規格原案を基に議論が行われる。

（対処方針）

EWG の議論を踏まえた規格原案がまだ示されていないが、我が国で生産されるパン

⁴ 第 44 回コーデックス総会報告（第 98 回コーデックス連絡協議会資料 54 ページ）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/13768129/www.maff.go.jp/j/syouan/ki jun/codex/attach/pdf/98-2.pdf>

⁵ 第 53 回食品添加物部会報告（第 106 回コーデックス連絡協議会資料 70 ページ）

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/ki jun/codex/attach/pdf/106-7.pdf>

⁶ 第 54 回食品添加物部会報告（第 112 回コーデックス連絡協議会資料 23 ページ）

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/ki jun/codex/attach/pdf/112-2.pdf>

用酵母製品の実態が反映された国際規格となるように適宜対処したい。

仮議題 9. 食品添加物に関する一般規格（GSFA）、個別食品規格とその他の文書間の相違の防止のための運用規範及びエンゲージメント計画に関する討議文書

（経緯）

第 53 回会合において、他の部会により新しい食品添加物の条項が策定され続けており、現行の CCFA の「将来見込まれる GSFA の食品添加物条項と個別食品規格の相違の防止に関するガイドライン」はさらなる相違を防止するには不十分であると考えられること、相違の問題には全体論的なアプローチが必要であることが指摘された。これを踏まえ、第 53 回会合は、中国、カナダ、EU を共著者として、GSFA、個別食品規格、その他の文書間の将来の乖離を回避するため、未解決の問題を特定するための討議文書を作成することに合意した。

第 54 回会合において議論の結果、整合に関する以下の作業目標に合意した。

- ・食品添加物について参照すべき唯一の規格として GSFA を強化する
- ・個別食品規格への特定の食品添加物条項の組込を可能な限り最小限に抑える
- ・個別食品部会/地域調整部会が今後策定する特定の食品添加物条項を GSFA に組み込むことにより、整合作業が確実に完了するようにする。

また、同会合では、著者である中国と、共著者であるオーストラリア、ブラジル、カナダ、EU、セネガル及び米国に対して以下を要請することに合意した。

- ・GSFA の変更が必要時・タイムリーに行われるよう、個別食品部会/地域調整部会が検討した食品添加物条項の承認と組込に関するガイダンス文書の検討を含む、作業の運用を検討する
- ・CCFA が個別食品部会/地域調整部会にどのように関与するかを含む、エンゲージメント計画を作成する

今回会合に提出された討議文書では、個別食品規格／地域規格の食品添加物条項の策定と GSFA の改訂の円滑化のために専門家（個別食品の専門家及び GSFA の専門家）の関与の重要性に言及されると共に、個別食品規格／地域規格に関する GSFA の改訂案策定について、二つのオプションが提示されている。

- オプション 1：個別食品部会／地域調整部会が GSFA の改訂案を作成
個別食品部会／地域調整部会が、特定の個別食品に関連する GSFA 改訂案の作成に責任を持ち、CCFA がそれを承認する。
- オプション 2：CCFA が GSFA 改訂案を作成
CCFA が、個別食品部会／地域調整部会からの要請と情報に基づき、GSFA の改訂案の作成に責任を持つ。

なお、討議文書では、改訂案作成には GSFA の詳細な知識が必要であり、これは主に CCFA にあるため、オプション 2 がより効率的であるとされている。

（対処方針）

討議文書にも記載されている通り、GSFA 改訂案作成には GSFA に関する知識が必要

であり、個別食品部会／地域調整部会が GSFA 改訂案を作成するオプション 1 は実務的に困難と考えられる。そのため、基本的にはオプション 2 を支持しつつ、それぞれのオプションにおいて留意する事項も踏まえ検討の上、いずれのオプションとなっても、GSFA と個別食品規格の相違の防止が図られるよう、適宜対処したい。

なお、EWG が設置される場合には、個別食品規格の食品添加物条項と食品添加物の一般規格（GSFA）の関連条項の整合の副議長として取り組んできた知見を活かして、議論に貢献したい。

仮議題 10. その他の事項及び今後の作業

細胞培養食品ガイドラインの新規作業提案

（経緯）

第 86 回執行委員会（2024 年）にて、シンガポールから、細胞培養食品に関する 2 つの討議文書が提出され、以下の①の培地成分の安全性評価ガイドラインは CCFA へ、②の衛生規範は食品衛生部会（CCFH）に新規作業提案として提出することが勧告された。

①細胞培養食品製造で使用する細胞培養培地成分に対する食品安全評価実施のためのガイドライン

②細胞培養食品の製造に関する衛生実施規範

第 47 回総会（2024 年）にてシンガポールから、第 86 回執行委員会の勧告のとおり上記 2 文書を CCFA、CCFH にそれぞれ提案する意向が示された。また、中国が共同提案者になること、韓国が新規提案を支持する旨の発言がなされた。

今回合合では、シンガポールと中国が作成した「細胞培養食品製造で使用する細胞培養培地成分に対する食品安全評価実施のためのガイドライン」の作業提案について議論される予定である。

（対処方針）

細胞培養食品の規格について国際的な関心が高まっており、コーデックス委員会において議論を行うことは有意義であることから、各国の意見をよく聴取した上で、適宜対処したい。

また、作業が開始する場合には、EWG に参加し、国内のステークホルダーの意見を聞きつつ対応したい。

コーデックス委員会

第55回食品添加物部会について

食品添加物部会（CCFA）

- ホスト国（議長国）：中国
- 最近の開催状況：53rd 2023年3月（香港）、54th 2024年4月（成都）

香港（中国）

3/24, 25：物理的作業部会
3/27～31：CCFA

成都（四川省）

4/19, 20：物理的作業部会
4/22～26：CCFA

ソウル（韓国）

3/21, 22：物理的作業部会
3/24～28：CCFA

2023

2024

2025

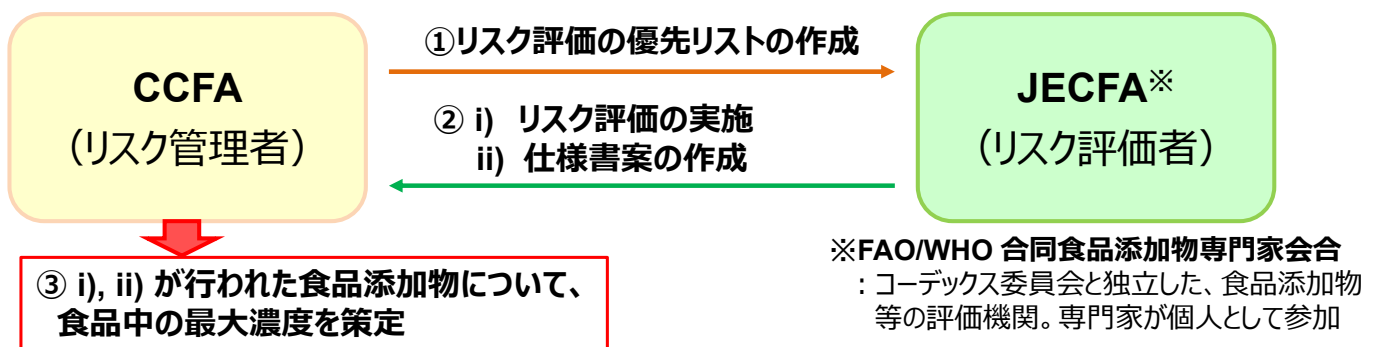
- ・ COVID-19の影響で2020年3月の開催を延期
→作業部会等での検討を継続・追加の検討を実施
- ・ 2021年6月に電子作業部会（EWG）を開催
- ・ 2021年9月にCCFAのバーチャル会合を開催（本部会のバーチャル会合は初）
- ・ 2023年3月に4年ぶりの現地会合（香港）を開催
- ・ 2024年4月に54thCCFAの現地会合（成都）を開催
- ・ **2025年3月に55thCCFA（ソウル）を開催**

- CCFA の Terms of Reference (TOR)
 - a. 食品添加物の食品中の最大濃度の設定／承認
 - b. リスク評価の優先リストの作成
 - c. 食品添加物の機能分類の指定
 - d. 食品添加物の仕様書の勧告
 - e. 食品中の食品添加物の分析法の検討
 - f. 食品添加物の表示に関する事項など関連する規格の検討

3

食品添加物の食品中の最大濃度の設定プロセス①

- CCFA におけるリスクアナリシス



【リスク評価の優先リスト】（関連する主な議題：議題 7）

- CCFAは会合毎に、各国からの提案に基づき、JECFAにリスク評価を依頼する物質を選定し、リスク評価の優先リストを作成

【基本的な対処方針】

- JECFAによる評価に必要なデータ等の提供可能性が確認されたもののみが当該リストに含まれるように対応

4

食品添加物の食品中の最大濃度の設定プロセス②

【食品添加物のリスク評価】（関連する主な議題：議題3(a)）

- JECFAにおいて、**毒性評価**（許容一日摂取量（ADI）の設定）・**暴露評価**（1日当たりの摂取量を推計）・**リスク評価**（ADIと推定摂取量の比較から、人の健康影響の有無を判断）を実施
- 評価に必要なデータ等が不足している場合は、追加データの提出等について勧告

【食品添加物の仕様書案】（関連する主な議題：議題3(b)）

- JECFAにおいて、食品添加物の**同一性及び純度に関する仕様書**の原案を作成（作成される仕様書は、最終的にコーデックスの仕様書としてコーデックス総会が採択）

【基本的な対処方針】

- JECFAでリスク評価、仕様書原案の作成が行われた食品添加物については、コーデックス基準等に適切に反映されるよう対応
- データ提出等の勧告がなされた食品添加物については、適切なデータの収集・提供等がなされ、JECFAで必要な検討が十分に行われるよう対応

5

食品添加物に関するコーデックス一般規格（GSFA）

【GSFA】（関連する主な議題：議題5）

- 食品添加物、ADI等の用語の定義、食品添加物使用の一般原則、食品へのキャリーオーバーの適用条件、**食品添加物ごとの食品中の最大濃度**等（食品添加物条項）を規定
- Codex規格の一つであり、**SPS協定上の国際規格**
⇒加盟国での**規格策定時に整合する必要がある**
（より厳しい規格を策定する場合、科学的正当性の証明が必要）
- コーデックスにおいて、食品添加物について**唯一の参照すべき基準**
- 食品添加物条項は、JECFAの評価結果を基に、各国・関連するコーデックス部会等から提供された情報を踏まえて、**使用が正当と確認されたもの**について規定

【基本的な対処方針】

- 各国・関連部会等から提供された情報に基づき、適切な食品添加物条項が策定されるよう対応
- 我が国から技術的正当性等の情報を提出した食品添加物については、提供した情報に基づいて食品添加物条項が策定されるよう対応

6



【GSFAの構成】

①前文

対象範囲、用語の定義、食品添加物使用の一般原則等を記載

（例：食品添加物の定義）

1. 通常はそれ自体は食品／食品原材料でない
2. 食品の製造等において目的をもって意図的に添加する
3. それ又はその副産物が食品に残留し、食品の特性に影響する
4. 汚染物質・栄養目的で添加するものは含まない

②付属文書

A 食品中の最大濃度検討のためのガイドライン

B 食品分類システム*一覧表

*国際的に流通する全食品を分類。最大濃度の規定に使用

C コーデックス食品規格と食品分類システムの相互参照表

③食品添加物条項

表 1 ～ 3, 表 3 の付表

7



【食品添加物条項の構成】

表 1 食品添加物の名称の順に、食品分類ごとの最大濃度等を掲載

表 2 食品分類の順に、食品添加物ごとの最大濃度等を掲載

※JECFAでグループとして評価された品目群は、グループとして規定

表 3 適正製造規範（GMP）下で使用が許容される食品添加物
（食品添加物の名称の順）

←JECFAが「ADIを特定しない」と評価した場合に掲載

表 3 の付表：表 3 に掲載された食品添加物であっても、必ずしも

GMP下での使用が許容されない食品分類の表

（使用には表 1, 2 に最大濃度等の規定が必要）

【食品添加物条項の主な記載事項】

(1) 機能分類（例：着色料、乳化剤など）

(2) 食品中の最大濃度〔表 1・2〕

(3) 国際番号システム（INS）の番号

8

GSFAと個別食品規格の整合①

【個別食品規格の食品添加物条項】（関連する主な議題：議題 4 (a)）

- ・ 個別食品規格における食品添加物（加工助剤を含む）の条項は、全てCCFAの承認を受けることが必要（コーデックス手続きマニュアルに規定）
- ・ CCFAは、JECFAの評価結果に照らして、食品添加物条項案が妥当か否かを検討
- ・ 該当食品への食品添加物使用の正当性は、各規格を検討する部会が検討

（参考）個別食品規格の基本フォーマット

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1. 規格の名称 | 6. 汚染物質規格 |
| 2. 範囲 | 7. 衛生規格 |
| 3. 食品の定義 | 8. 重量 |
| 4. 必須構成成分及び品質規格 | 9. 表示 |
| 5. <u>食品添加物規格</u> | 10. 分析・サンプリング法 |

【基本的な対処方針】

- ・ 個別食品部会等から提案された食品添加物及び加工助剤の条項のうち、承認に十分な情報が提供されたものについて、CCFAで承認されるよう対応

9

GSFAと個別食品規格の整合②

【GSFAと個別食品規格の整合】（関連する主な議題：議題 4 (b)、9）

- ・ GSFAと個別食品規格の食品添加物条項には不整合がある
 - 理由 1：GSFAの食品分類は、個別食品規格がカバーしていない食品を含む
 - 2：個別食品規格の対象食品に、GSFAの複数の食品分類を含む場合がある
 - 3：個別食品規格の策定期間が古い

⇒CCFAにおいてWGを設置して、両者の整合をとるために作業中

（例A：個別食品規格から個々の添加物の記載を削除し、GSFAを参照する文章を追加
B：個別食品規格で使用が認められていない食品添加物に対して、GSFAの表に「該当規格の対象食品を除く」旨の注釈を追加）

【基本的な対処方針】

- ・ GSFAを「食品添加物について唯一の参照すべき基準」とするため、個別食品規格の食品添加物条項とGSFAの関連条項が整合するよう対応

10

個別食品規格：ミルクパウダーとクリームパウダーの規格（CXS 207-1999）

Anticaking agents

170(i)	Calcium carbonate
341(iii)	Tricalcium phosphate
343(iii)	Trimagnesium phosphate

※Maximum level : 10 000 mg/kg singly or in combination

GSFA : 表 1 ,表2

Example: Calcium carbonate (INS 170(i))

Table 1

Calcium carbonate INS 170(i): Functional class: Acidity regulator, Anticaking agent, Colour, Firming agent, Flour treatment agent, Stabilizer				
Food No.	Category	Max Level	Notes	Recommendations
01.5.1	Milk powder and cream powder (plain)	GMP	C207, D290, E290	Adopt

Table 2

Food category 01.5.1: Milk powder and cream powder (plain)				
Additive	INS	Max level	Notes	Recommendation
Calcium carbonate	170(i)	GMP	C207, D290, E290	Adopt

・C207 個別規格（CXS207-1999）乳製品およびクリームパウダーの規格（CXS 207-1999）に準拠した製品に使用する場合を除く。という**注釈を追加**

C207 Except for use in products conforming to the Standard for Milk Products and Cream Powder (CXS 207-1999): bone phosphate (INS 542), calcium carbonate (INS 170(i)), calcium dihydrogen phosphate (INS 341(i)), calcium hydrogen phosphate (INS 341(ii)), calcium silicate (INS 552), magnesium carbonate (INS 504(i)), magnesium dihydrogen phosphate (INS 343(i)), magnesium hydrogen phosphate (INS 343(ii)), magnesium oxide (INS 530), magnesium silicate, synthetic (INS 553(i)), silicon dioxide, amorphous (INS 551), talc (INS 553(iii)), tricalcium phosphate (INS 341(iii)) and trimagnesium phosphate (INS 343(iii)), singly or in combination for use as anticaking agents only at 10,000 mg/kg.

11

食品添加物の国際番号システム（INS）

【INS】（関連する主な議題：議題 6）

- ・各国で使用されている**食品添加物に番号を付け**、機能分類・技術的目的とともにリスト化（関連ガイドライン（CXG 36-1989）に掲載）
※JECFAで未評価／GSFAに未掲載の食品添加物も含む
- ・番号は食品添加物の機能分類に応じて付与
（例：着色料 → INS番号100～199）
- ・各国からの提案に基づき、食品添加物、機能分類等の追加・修正を実施

（リストの改訂例：下線部を追加）

INS No.	Name of food additive	Functional class	Technological purpose
163(xi)	<u>Butterfly Pea Flower Extract</u>	<u>Colour</u>	<u>Colour</u>
183	<u>Jagua (genipin-glycine) blue</u>	<u>Colour</u>	<u>Colour</u>
301	Sodium ascorbate	Antioxidant_ <u>Flour treatment agent</u>	Antioxidant <u>flour treatment agent</u>

食品添加物の追加

機能分類・技術的目的の追加

【基本的な対処方針】

- ・各国の提案内容に基づき、適切なリストが作成されるよう対応。

【経緯】（関連する主な議題：議題8）

- 第53回会合で、中国がプロジェクトドキュメント（以下、プロドク）を提出。
複数国から規格対象（パン用酵母、醸造用酵母及び食用酵母）に関する意見があり、プロドクを検討し、第54回会合にて再度議論することとなった。
- 第54回会合では、規格対象をパン用酵母に絞ったプロドクにて新規作業に合意。
EWG（議長：中国、共同議長：フランス、トルコ）にて規格原案を作成することに。
- EWGでは、規格原案（パン用酵母の定義、種類、水分含量等）を検討。
日本で生産されるパン用酵母製品の実態が反映されるよう、形状（ブロック状、顆粒状等）ごとの水分含量等にコメントを提出。
EWG参加者から異なる意見が出され、さらに議論が必要な点（例、窒素含量の項目有無、水分含量の数値）が残っている。
- 今回会合では、EWG議論を踏まえた規格原案を元に議論が行われる。

【基本的な対処方針】

- ・EWGの議論を踏まえた規格原案がまだ示されていないが、我が国で生産されるパン用酵母製品の実態が反映された国際規格となるよう適宜対処。

13

細胞培養食品製造で使用する細胞培養培地成分に対する食品安全評価実施のためのガイドライン作成に関する討議文書

【経緯】（関連する主な議題：議題10）

- 2024年7月開催の第86回執行委員会（CCEXEC）にて、シンガポールから、細胞培養食品（培養肉）に関する2つの討議文書が提出され、以下の①の培地成分の安全性評価ガイドラインはCCFAへ、②の衛生規範はCCFH（食品衛生部会）に新規作業提案として提出することが勧告された。
 - ①細胞培養食品製造で使用する細胞培養培地成分に対する食品安全評価実施のためのガイドライン
 - ②細胞培養食品の製造に関する衛生実施規範
- その後、2024年11月開催の第47回総会にてシンガポールから、第86回執行委員会の勧告のとおり上記2文書をCCFA,CCFHにそれぞれ提案する意向が示された。また、中国が共同提案者になること、韓国が新規提案を支持する旨の発言がなされた。

【基本的な対処方針】

- ・細胞培養食品の規制について国際的な関心が高まっており、コーデックス委員会において議論を行うことは有意義である。
- ・今回、新規提案であることから、各国の意見をよく聴取した上で、適宜対処したい。
- ・作業が開始する場合には、EWGに参加し、国内ステークホルダーの意見を聞きつつ対応。

14